

令和4年5月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和4年5月25日（水）午後2時31分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和4年5月25日（水）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 6 番	北 村 利 夫
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	加 藤 義 一	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	田 代 恵 美 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 原 豊	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 4 番	漆 原 豊 彦		
1 5 番	落 合 喜 治		

欠席委員は、次のとおり

5 番	小 林 正 幸	1 3 番	西 山 弘 行
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	草 柳 真 治	主 任	森 大 晃
事務職員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- |        |         |                               |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 6号  | 農地の貸借の合意解約通知について              |
| 日程第 2  | 議案第 10号 | 農地法第3条の規定による許可申請について          |
| 日程第 3  | 議案第 11号 | 農地法第4条の規定による許可申請について          |
| 日程第 4  | 議案第 12号 | 農地法第5条の規定による許可申請について          |
| 日程第 5  | 議案第 13号 | 農地造成工事届出について                  |
| 日程第 6  | 議案第 14号 | 非農地証明願について                    |
| 日程第 7  | 議案第 15号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について        |
| 日程第 8  | 議案第 16号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について   |
| 日程第 9  | 議案第 17号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  |
| 日程第 10 | 議案第 18号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 11 | 報告第 7号  | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について    |

開会 午後2時31分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数25名、出席者数22名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

最近のニュース、いろいろなニュースがありますけれども、山口県で公金が誤って振り込まれてしまったということが、直近の一番の話題で、このところ毎日のように報道されております。

その誤入金された方が、たまたまカジノとかそちらのほうでいろいろやっていて、早い時期にお金を使ってしまったということでしたが、ここに来て、いろいろなことで回収ができていますとございますけれども、その内容を見ましても、非常に役所仕事のなもので、いまだに30年ぐらい前のフロッピーディスクを使っているというようなことございました。

そういうニュースもありましたが、最近、この農業委員会では、これからどんどんデジタル化をしようということが話題になっております。多分、今年度には、藤沢市農業委員会でもタブレットが配付をされるのではないかとということが、今言われております。その配付されたタブレットを農地パトロールで使うなど、これからの活動もいろいろなことで、新しい形になろうかと思えます。

補助金の関係もありますので、いつに、ということはまだまだはっきりしていませんが、今後そういう形になろうかと思えますので、そのときには皆様方に有効利用をしていただくように、少しでも役立つ方法を考えていきたいと思えます。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により20番の佐川俊夫委員と22番、澤野孝行委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、報告第6号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第1、報告第6号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、第三者へ売却するため、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の売却については、日程第2、議案第10号の「農地法第3条の規定による許可申請について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） なお、本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

――  
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第6号を終了いたします。

次に移ります。

日程第2、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号4については、農業委員等の案件になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

[対象委員 退席]

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号4について、事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、256a、耕作面積、279a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野、1筆。地目、畑。地積、1,223㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号4について意見を求めます。

12番、加藤 登委員。

12番（加藤 登委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地は、「県立総合療育相談センター」から北西に約150mの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、西俣野と亀井野に農地を所有し、水稻や花卉の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのこ

とです。

申請地については、ヤブランを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号、番号4について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号、番号4について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[対象委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号1から番号3、及び番号5について、事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに178a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原、1筆。地目、畑。地積、991㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営の安定化のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、耕作面積、ともに350a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、4筆。地目、田及び畑。地積、4筆合計1,546㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、耕作面積、ともに97a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原、1筆。地目、畑。地積、314㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、相続により細分化された所有権を集約するため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、102a。耕作面積、68a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野、1筆。地目、畑。地積、640㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、「葛原スポーツ広場」から北東に約250mの農地になります。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。

譲渡人は、石川を中心に水稻や露地野菜の生産により営農を行っていましたが、高齢になり農業経営の安定化を図るため、同一世帯内の孫である譲受人に申請地を贈与するとのことでした。

同一の世帯で営農しているため、世帯の農地増減は発生しません。

申請地については、サトイモを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

1つだけ、確認の意味で聞きたいのですが、贈与による所有権移転というの



は、何か要件があるのでしょうか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 贈与による所有権移転の要件は、売買による所有権移転の要件と同一であるとお考えいただければよろしいかと思えます。

議長（齋藤義治委員） はい。

これから、農家の中でも、こういう家庭内での贈与というのが、多分増えていくと思うので、そういうときのこともありますので、参考までに聞きました。

3番（井出茂康委員） そうすると、贈与税はどうなるんですか。

事務局（草柳真治主幹） 農業委員会としましては、あくまで贈与税がどうか、そういう話ではなくて、要は権利を移動するに当たって、譲受人が要件を満たしているかどうか、売買にしても贈与にしても、例えば下限面積要件であるとか、そういった要件を満たしていれば売買でも贈与でも許可は出せる。

ただ、売買とか贈与に当たって、それぞれ税金がどのようになっているのかとか、そこら辺の要件を税制上満たしているかどうかという話は、税務署の管轄になってしまいます。

3番（井出茂康委員） なるほど。

議長（齋藤義治委員） 第三者に贈与するということは、できないですね。

事務局（草柳真治主幹） 第三者に贈与というのも、要は売買と同じような扱いなので、農業委員会としては、同じ要件で審査をする形になります。

ただ、第三者に贈与、これが認められるかどうかというのは、先ほどの税制面も含めて農業委員会以外のところで引っかかる可能性はあります。

議長（齋藤義治委員） はい。

何かほかにないですか。

飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 納税猶予を受けているのも同じ形でいいんですか。

事務局（草柳真治主幹） 納税猶予を受けている農地を売買等しますと、それはその時点で納税猶予が確定してしまいます。

6番（飯田芳一委員） そうですか。売買はできるわけですね。

事務局（草柳真治主幹） 納税猶予を受けている農地を売買できないというわけではなくて、要は売買するに当たって相続税や贈与税を払わなければいけなくなってくるということになりますので、その要件を、その当事者がのめば売買することについては全然問題はないという話になります。

6番（飯田芳一委員） それは、税務署でやるわけですね。

事務局（草柳真治主幹） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「打戻堂の前」交差点から南西に約450mの土地が1筆、南東に約200mの土地が1筆、北西に約250mの土地が2筆になります。

地区協におきましては、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、打戻などで露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、サトイモと水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意

見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 資料は7ページをお開きください。

申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から北西に約180mの農地になります。

本件は、令和2年4月、7月、12月、令和3年7月、12月、令和4年3月に同様の申請を受け、許可しております。

植木の生産・販売を行っており、当該農地の管理営農を行ってきた譲受人に他の共有者の所有権持分を集約するものです。

相続により所有権が27名分に細分化されておりましたが、前回までの申請で、譲受人に26名分の所有権を集約することが許可されました。

今回の申請により、残り1名分の所有権を集約するとのこととなります。

これにより、持ち分全てを集約することになります。

申請地については、これまでと同様に植木を栽培する計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地は、「県立総合療育相談センター」から北東に約350mの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、西俣野に農地を所有し、水稻や露地野菜の生産により農業経営を

行っております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することと  
とです。

申請地については、トマトを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号、番号1から番号3、及び番号5について、許可することに御  
異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号、番号1から番号3、及び番号5に  
ついて、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を  
上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、  
御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、  
105a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田、1筆。地目、  
畑。地積、141m<sup>2</sup>。転用目的、駐車場。立地基準、第3種農地。農用地区除  
外日、昭和59年4月20日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 資料は13ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から東に約250mの土地になります。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設に囲まれており、一団の農地の面積が下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

本件につきましては、申請者が取締役を務める法人が、人手不足により従業員を増員することになり、従業員及び新規購入を予定している2tトラック等の駐車場所を確保するため、要望があったものです。

申請地は、土地の形状が悪く耕作に適していない土地であり、広い道路に面していて事業所にも近いことから、駐車場として利用するのが作業効率的に最適であると考え、申請者が自ら駐車場を造成し、法人に賃貸するものです。

申請地は、北側と西側が道路、南側が資材置場、東側が畑に接しています。東側の農地との境には、単管パイプを打ち込んだ上で地上高10cmになるよう万能鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者の代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第11号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、120a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計234.57㎡。内容といたしましては、一時転用。権利としましては、貸借権設定。転用目的、仮設工事ヤード。期間、令和4年7月1日から令和5年2月3日まで。遠藤の1筆が、農用地区域除外日、昭和55年11月6日。もう一筆が、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、175a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計217.16㎡。内容、一時転用。権利、貸借権設定。転用目的、仮設工事ヤード。期間、令和4年7月1日から令和5年2月3日まで。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、9a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、高倉、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計911㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 及び番号 2 について意見を求めます。

18 番、櫻井委員。

18 番（櫻井一雄委員） 資料は 15 ページ及び 17 ページをお開きください。

番号 1 及び 2 については、譲受人と転用目的が同一のため、まとめて意見を  
するものです。

申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「苜込」交差点から南西に  
約 50 m の土地が 2 筆、「遠藤市民センター」から西に約 200 m の土地が 2  
筆になります。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設  
工事ヤードとして一時転用するものです。

農地の区分は、第 3 種農地及び農振農用地で、農振農用地は、本来農地転用  
できませんが、仮設工事ヤードとしての一時転用申請のため、農地に戻す前提  
で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

番号 1 の申請地のうち 1 つは、北側が道路、南側が鉄塔、東側と西側が畑に  
なっており、もう一つは、北側が畑及び鉄塔、東側と西側が畑になっており、  
南側が道路になっております。

番号 2 は、北側と西側が鉄塔及び農地、南側と東側が農地になっております。

出入口を除き、高さ 1.8 m のガードフェンスで仮囲いし、土砂等の流出・  
飛散を防止します。

工事期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 3 日を見込んでおります。

地区協においては、譲受人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどに  
ついて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号 3 について意  
見を求めます。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 資料は19ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「高倉公園」から北東に約150mの土地になります。

農地の区分は、建築基準法上の道路に接しており、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には高倉公園と長後第一公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、土木業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している資材置場では手狭になることから、規模の見合う適地を探しており、規模的にも都合がよく、事務所からのアクセスも良いため、申請地が適地であると判断したとのことです。

なお、転用許可後、現在使用している資材置場は使用しない予定とのことです。

申請地は、北側及び南側が畑、東側及び西側は道路になります。

また、申請地の間には、「市道湘南台112号線」があります。

出入口は東面で、それ以外の部分については、単管パイプ及び地上高約40cmになるよう土留め鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は、碎石敷きして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、周辺に残る農地や道路に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第12号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数



議長（齋藤義治委員） それでは、議案第12号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第13号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「農地造成工事届出について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、長後、3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、3筆合計1,053㎡。内容、畑の改良。工事期間、通知日から令和4年11月30日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおり。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、井上委員。

1番（井上哲夫委員） 資料は21ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「藤沢市北消防署長後出張所」から北東に約100mの土地になります。

工事の概要といたしましては、届出人は、当該地を平成30年に取得しましたが、砂利等が混入しており、営農に適した農地ではなかったため、盛り土を行い、野菜を営農するものです。

工事の概要といたしましては、隣接地との境界より0.5mの離隔をとり、30度の勾配で盛り土を行い、土砂等の流出を防ぎます。

盛り土の高さは、約1mです。

搬入土量につきましては、869立方メートルで、1日当たり4t車で20台、土の採取場所は、茅ヶ崎市にあるストックヤードです。

また、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に



13日。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計98㎡。内容、30年以上前から住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和4年5月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 資料は25ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、打戻にある「中里小学校」から南に約150mの土地になります。

申請者は、打戻の土地を平成4年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

北側の農地の区分につきましては、500m以内に御所見市民センターがあるため、「第2種農地」と判断いたしました。

南側の農地の区分につきましては、前面が建築基準法上の道路であり、上下水道管が埋設されており、近隣には中里小学校と御所見市民センターがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和4年5月13日に、地区委員の私、井出と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり住宅の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について説

明を求めます。

18番、櫻井委員。

18番（櫻井一雄委員） 資料は26ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、遠藤にある「秋葉台小学校」から北西に約150mの土地になります。

申請者は、遠藤の土地を昭和45年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことでした。

農地の区分については、300m以内に遠藤市民センターがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和4年5月13日に、地区委員の私、櫻井と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり住宅の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 資料は27ページをお開きください。

本件の申請地は、「市立俣野小学校」から北東に約350mの土地になります。

申請者は、西俣野の土地を30年以上前から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことでした。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には俣野小学校と渋沢公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和4年5月17日に、地区委員の私、飯田と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり住宅の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員）ないようでございますので、採決をいたします。

議案第14号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）それでは、議案第14号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任）それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野、1筆、西俣野、17筆。地目、田及び畑。地積、18筆合計1万553.55㎡。区域区分、全て農用地。相続開始年月日、令和3年9月29日。経営面積、1万4,709㎡。現地確認日、令和4年5月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員）事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

6 番、飯田委員。

6 番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和 4 年 5 月 1 7 日に、相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、水稻の作付け準備中及びトマト等の栽培中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 1 5 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 1 5 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 1 6 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、用田、2 6 筆。地目、記載のとおり。地積、2 6 筆合計 1 万 5, 6 4 7. 6 9 m<sup>2</sup>。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成 1 4 年 6 月 8 日。免除予定日、令和 5 年 4 月 9 日。現地確認日、令和 4 年 4 月 2 8 日。

続きまして、番号 2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、

記載のとおり。特例農地、地番、用田、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計985㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成14年4月22日。免除予定日、令和5年2月23日。現地確認日、令和4年4月28日。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野、5筆及び西俣野、6筆。地目、田及び畑。地積、11筆合計1万191㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成14年5月17日。免除予定日、令和5年3月18日。現地確認日、令和4年5月17日。

続きまして、番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野、5筆、西俣野、21筆。地目、記載のとおり。地積、26筆合計1万8,764㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成14年8月10日。免除予定日、令和5年6月11日。現地確認日、令和4年5月17日。

続きまして、番号5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、西俣野、3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、3筆合計977㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成14年12月3日。免除予定日、令和5年10月4日。現地確認日、令和4年5月17日。

続きまして、番号6。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、西俣野、6筆。地目、田及び畑。地積、6筆合計3,116㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成14年10月12日。免除予定日、令和5年8月13日。現地確認日、令和4年5月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件につきましては、令和4年4月28日に、相続人と事務局職員及び私、北村で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、用田の20筆が、露地野菜の栽培中及び準備中、6筆が、果樹の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件につきましては、令和4年4月28日に、相続人と事務局職員及び私、北村で現地確認を行いました。

現地の状況としましては、露地野菜の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和4年5月17日に、相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、亀井野の5筆が露地野菜の栽培中及び準備中、西俣野の6筆が水稻の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されており



ました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号 4 について意見を求めます。

6 番、飯田委員。

6 番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和 4 年 5 月 17 日に、相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、亀井野の 5 筆と西俣野の 16 筆が露地野菜・施設野菜の栽培中及び準備中、西俣野の 5 筆が水稻の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号 5 について意見を求めます。

6 番、飯田委員。

6 番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和 4 年 5 月 17 日に、相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、露地野菜の栽培中及び準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号6について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和4年5月17日に、相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、露地野菜の栽培中、及び水稻の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第16号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第16号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、藤鷗・村岡・明治。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和3年3月3日。農業従事者の区分、一定割合以上従事した者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、大庭、1筆。地目、畑。地積、953㎡。

本申請については、申出人の息子へ従事日数等の状況確認をした結果、主たる従事者は申出人であり、その7割以上の日数を買取り申出事由の生じた者が従事していたとのこと、及び現地調査をしたところ、作付けされていない土地であり、適正な管理が行き届いておらず、買取り申出事由の生じた者が農作業を行っていたことが確認できることから、買取り申出事由の生じた者は、「一定割合以上従事した者」に該当するものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第17号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第17号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案番号3については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号3について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第10、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、番号3を説明させていただきます。

番号3は、認定農業者である委員世帯から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は28ページをお開きください。

当該地については、東山田の交差点から北に約200mの農地が2筆になります。

地区協におきまして、申請者と面談をいたしました。

所有権設定を受ける者は、葛原で101aを耕作する方で、当該地ではサツマイモ等を作付けしていく予定となっております。

なお、農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号3について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号、番号3について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号、番号3について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[対象委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 次に、番号16の審議をいたします。

番号16についても、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号16について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 続きまして、番号１６を説明させていただきます。

番号１６は、高倉を中心に２５１aを耕作する委員世帯の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１６について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようございますので、採決をいたします。

議案第１８号、番号１６について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第１８号、番号１６について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[対象委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号１と番号２、番号４から番号１５及び番号１７から番号１９について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 続きまして、番号１から番号２、番号４から番号１５及び番号１７から番号１９について説明します。

番号１及び番号２は、用田を中心に５６２aを耕作する方の更新借受分です。

番号４及び番号５は、長後を中心に２４８aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定となっております。

番号６は、獺郷を中心に３８５aを耕作する方の更新借受分です。

番号７及び番号１０は、獺郷を中心に１０９aを耕作する方の更新借受分です。

番号８及び番号９は、獺郷を中心に４６２aを耕作する方の新規借受分及び

更新借受分で、新規で借りる土地でも植木を栽培する予定となっております。

番号11は、打戻や宮原を中心に72aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではブロッコリー等を作付けしていく予定となっております。

番号12は、葛原を中心に357aを耕作する方の更新借受分です。

番号13は、遠藤で21aを耕作する方の更新借受分です。

番号14及び番号18は、石川を中心に539aを耕作する方の更新借受分です。

番号15は、西俣野や下土棚を中心に115aを耕作する方の更新借受分です。

番号17は、立石や西俣野で24aを耕作する方の更新借受分です。

番号19は、稲荷を中心に188aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1と番号2、番号4から番号15及び番号17から番号19について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第18号、番号1と番号2、番号4から番号15及び番号17から番号19について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第18号、番号1と番号2、番号4から番号15及び番号17から番号19について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第11、報告第7号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 本件につきましては、まず21ページから22ページまでが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が2件となっております。

続きまして、23ページから24ページまでが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計6件となっております。

続きまして、25ページから26ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が4件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計10件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第7号を終了いたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から何点か説明をさせていただきます。

まず、毎年、市長に対して施策の改善意見等を行っておりますが、その意見の内容をもんでいただく施策検討小委員会につきまして、各地区協で委員を選出していただきまして、六会・長後地区からは井上委員と加藤委員、御所見・遠藤地区からは井出委員と漆原委員と宮治委員、藤鶴・村岡・明治地区からは山口委員と神崎委員、それに齋藤会長と吉原職務代理を入れた9名で施策検討





て、まことにありがとうございました。

ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 3 9 分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）